

目 次

告 示

- ・ 公示送達
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 公示送達
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 地縁による団体の告示事項の変更
- ・ 地縁による団体の告示事項の変更
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 公示送達
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 公示送達
- ・ 国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証の無効
- ・ 公示送達
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 公共下水道の供用開始
- ・ 撤去自転車の保管
- ・ 地縁による団体の告示事項の変更

公 告

- ・ 開発行為に関する工事の完了
- ・ 犬の抑留
- ・ 犬の抑留
- ・ 津市職員採用試験実施
- ・ 三重短期大学専任教員の公募
- ・ 犬の抑留
- ・ 犬の抑留
- ・ 平成18年7月分津市農用地利用集積計画
- ・ 開発行為に関する工事の完了
- ・ 犬の抑留
- ・ 犬の抑留
- ・ 開発行為に関する工事の完了
- ・ 犬の抑留
- ・ 開発行為に関する工事の完了
- ・ 平成18年度第2回市営住宅補充入居者の募集
- ・ 平成18年度第2回市営若者住宅補充入居者の募集

教委公告

- ・ 津市幼稚園教諭採用試験実施

選管告示

- ・白山町土地改良区総代会総代選挙における選挙期日及び投票の時間並びに選挙すべき総代の数
- ・白山町土地改良区総代会総代選挙における選挙長及びその職を代理すべき者の選任
- ・白山町土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人の選任
- ・白山町土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示
- ・選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所
- ・在外選挙人名簿に登録された者の氏名等を記載した書面の縦覧場所
- ・選挙人名簿からの抹消者
- ・在外選挙人名簿からの抹消者

消本公告

- ・津市消防職員採用試験実施

津市告示第370号

下記の者に対する差押調書、配当計算書及び充当通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるときのものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年8月1日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 371 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 8 月 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 8 月 1 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第 372 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 8 月 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅、津新町駅及び久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 8 月 2 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第373号

下記の者に対する差押調書、配当計算書及び充当通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年8月3日

津市長 松田 直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 374 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 8 月 3 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津新町駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 8 月 3 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229 - 3142

津市告示第 375 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 13 年津市告示第 257 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 8 月 3 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

豊野連合自治会

三重県津市一身田豊野 1406 番地 479

代表者 山 際 慎 吾

2 変更に係る事項

(1) 規約に定める目的

変更前	<p>本会は、会員相互及び内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災などに努め、行政と協議・協力をすすめつつ住民のための地域社会の良好な、維持及び形成に資することを目的とし次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 住民相互の親睦と意思の把握と反映 (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 (3) 美化・清掃等区域内の環境の整備と防災 (4) 豊野会館及びその他施設等の維持管理 (5) 財産の運用と管理及び目的達成に必要な事項</p>
変更後	<p>本会は、会員相互及び内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災などに努め、行政と協議・協力をすすめつつ住民のための地域社会の良好な、維持及び形成に資することを目的とし次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 住民相互の親睦と意思の把握と反映 (2) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡 (3) 美化・清掃等区域内の環境の整備と防災 (4) 豊野会館及びその他施設等の維持管理 (5) 財産の運用と管理及び目的達成に必要な事項 (6) 汚水処理施設の維持管理に関する事項</p>

(2) 代表者の氏名及び住所

変更前	松 田 信 義 三重県津市一身田豊野 1 4 0 6 番地 2 8 4
変更後	山 際 慎 吾 三重県津市一身田豊野 1 4 0 6 番地 2 1 2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の規約に定める目的が、汚水施設の維持管理を行うことになったことにより、平成 1 8 年 4 月 2 3 日の臨時総会において、変更となったため。

また、代表者が平成 1 8 年 6 月 4 日の通常総会において、新任されたため。

津市告示第 376 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 17 年一志町告示第 27 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 8 月 3 日

津市長 松田直久

1 届出者

岩垣内自治会

三重県津市一志町波瀬 4239 番地 2

代表者 西口正彦

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	会の区域は、一志町大字波瀬字岩垣内及び一志町大字波瀬字上出 4268 番地 7、一志町大字波瀬字上出 4259 番地、一志町大字波瀬字大広、一志町大字波瀬字城ノ腰、一志町大字波瀬字入野とする。
変更後	会の区域は、津市一志町波瀬字岩垣内及び津市一志町波瀬字上出 4268 番地 7、津市一志町波瀬字上出 4259 番地、津市一志町波瀬字大広、津市一志町波瀬字城ノ腰、津市一志町波瀬字入野とする。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡一志町大字波瀬 4239 番地 2
変更後	三重県津市一志町波瀬 4239 番地 2

(3) 代表者の住所

変更前	三重県一志郡一志町大字波瀬 4056 番地
変更後	三重県津市一志町波瀬 4056 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の区域、事務所の所在地及び代表者の住所が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため

津市告示第 377 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 8 月 4 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津新町駅（放置禁止区域）、白塚団地
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 8 月 4 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229 - 3142

津市告示第378号

下記の者に対する差押調書、配当計算書及び充当通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年8月7日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 379 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 8 月 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、久居駅（放置禁止区域）及び神戸
地内
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 8 月 7 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第 380 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 8 月 8 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅（放置禁止区域）及び高茶屋駅
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 8 月 8 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第 381 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 8 月 9 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅、津新町駅、久居駅（放置禁止区域）及び江戸橋駅前公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 8 月 9 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第 382 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 8 月 10 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、久居駅（放置禁止区域）及び江戸橋駅東
公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 8 月 10 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第383号

下記の者の平成18年度市民税・県民税納税通知書兼領収書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成18年8月11日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

津市告示第 384 号

下記に係る国民健康保険被保険者証及び国民健康保険高齢受給者証は無効であることを告示する。

平成 18 年 8 月 11 日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1216718	平成 18 年 3 月 1 日	平成 18 年 7 月 14 日
0834374	平成 17 年 10 月 1 日	平成 18 年 7 月 24 日
0964783	平成 17 年 10 月 1 日	平成 18 年 7 月 25 日
0708065	平成 17 年 10 月 1 日	平成 18 年 7 月 25 日
0715144	平成 17 年 10 月 1 日	平成 18 年 7 月 25 日
0667394	平成 17 年 10 月 1 日	平成 17 年 10 月 2 日
1129994	平成 18 年 3 月 1 日	平成 18 年 7 月 27 日
0406165	平成 17 年 10 月 1 日	平成 18 年 7 月 31 日
0633735	平成 17 年 10 月 1 日	平成 18 年 8 月 1 日
0843201	平成 17 年 10 月 1 日	平成 18 年 8 月 3 日

国民健康保険高齢者受給者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
1216718	平成 18 年 3 月 1 日	平成 18 年 7 月 14 日

津市告示第385号

下記の者に対する差押調書、配当計算書及び充当通知書は、居所不明等のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び津市市税条例（平成18年津市条例第71号）第18条により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部収税課で保管し、送達を受けるべきものから交付の申し出があれば交付する。

平成18年8月14日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

注意 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに、書類の送達があったものとみなす。

津市告示第 386 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 8 月 14 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津駅、津新町駅及び久居駅
(放置禁止区域)
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 8 月 14 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第 387 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 8 月 15 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅、津新町駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 8 月 15 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第388号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定により次のとおり公示する。

なお、関係図面は、平成18年8月16日から2週間、津市下水道部下水道管理課において一般の縦覧に供する。

平成18年8月16日

津市長 松田直久

- 1 供用及び処理を開始する年月日
平成18年9月1日
- 2 下水を排除及び処理する区域
流域関連津市公共下水道
垂水の一部、三重町津興の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
別図（供用開始区域図）のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称
流域関連津市公共下水道
津市雲出鋼管町52番地の5
雲出川左岸浄化センター

供用開始区域図



供用開始区域図



津市告示第 389 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 8 月 16 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅、久居駅（放置禁止区域）観音寺公園及び高田
本山駅周辺
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 8 月 16 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

津市告示第 390 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 14 年美杉村告示第 83 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 8 月 16 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

太郎生区会

三重県津市美杉町太郎生 1055 番地

代表者 岡 田 嘉 平

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変更前	三重県一志郡美杉村太郎生全域（太郎生字俣ヶ谷 1 番地から太郎生字飯垣内 6790 番地まで）とする
変更後	三重県津市美杉町太郎生全域（太郎生字俣ヶ谷 1 番地から太郎生字飯垣内 6790 番地まで）とする

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県一志郡美杉村太郎生 2120 番地
変更後	三重県津市美杉町太郎生 2120 番地

(3) 代表者の住所

変更前	三重県一志郡美杉村太郎生 1055 番地
変更後	三重県津市美杉町太郎生 1055 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため

津市公告第 86 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 18 年 7 月 28 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市一色町字垣内 504-2 ほか 3 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
四日市市ときわ二丁目 10-2
菰野不動産株式会社
代表取締役 岡田 彰

津市公告第 87 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 18 年 8 月 2 日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成 18 年 8 月 1 日
- 2 抑留期間 平成 18 年 8 月 4 日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	高茶屋 小森町	雑種	黒茶	オス	中	不明	青の首輪 赤のリード

- 3 公示期間 平成 18 年 8 月 2 日から平成 18 年 8 月 4 日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第 88 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 18 年 8 月 3 日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成 18 年 8 月 2 日
- 2 抑留期間 平成 18 年 8 月 7 日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	片田 井戸町	雑種	黒	メス	小	不明	子犬

- 3 公示期間 平成 18 年 8 月 3 日から平成 18 年 8 月 7 日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第 89 号

平成 18 年度津市職員採用試験（平成 19 年度採用予定）を次のとおり実施する。

平成 18 年 8 月 4 日

津市長 松田直久

1 職種等、採用予定人員及び受験資格

職種等	採用 用人 予員	受 験 資 格	
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日 等
事 務 職	数 人	学校教育法による大学院（修士課程）・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成 19 年 3 月卒業（修了）見込み（中学校卒業見込みを除く。）の人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学院（修士課程）修了 昭和 50 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 大学卒 昭和 52 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒 昭和 54 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 高等学校卒 昭和 56 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 中学校卒 昭和 56 年 4 月 2 日以降平成元年 4 月 1 日までに出生の人
技 術 職 （ 土 木 ）	八 人 程 度	学校教育法による大学院（修士課程）・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成 19 年 3 月卒業（修了）見込みの人で、土木に係る専門課程を履修した人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学院（修士課程）修了 昭和 50 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 大学卒 昭和 52 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒 昭和 54 年 4 月 2 日以降出生の人 ○ 高等学校卒 昭和 56 年 4 月 2 日以降出生の人
技 術 職 （ 建 築 ）	若 干 人	学校教育法による大学院（修士課程）・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成 19 年 3 月卒業（修了）見込みの人で、建築に係る専門課程を履修した人	
保 育 士	九 人 程 度	保育士（保母）資格と幼稚園教諭普通免許状の両方を有する人又は平成 19 年 3 月までに有する見込みの人	昭和 52 年 4 月 2 日以降出生の人

保健師	若干人	保健師（保健婦・保健士）免許証を有する人又は平成19年4月までに有する見込みの人	昭和52年4月2日以降出生の人
技能員（調理員）	数人	中学校卒業以上の学歴を有する人	昭和47年4月2日以降平成元年4月1日までに出生の人
◎上記すべての職種に共通して、地方公務員法第16条（欠格条項）の各号の一に該当しない人で、通勤可能な人			

2 職務内容

職 種 等	職 務 内 容
事 務 職	一般行政事務
技 術 職（土 木）	土木事業に係る計画、設計、施工管理等に関する技術的業務
技 術 職（建 築）	建築物等に係る設計、施工管理、建築確認等に関する技術的業務
保 育 士	児童福祉施設における児童の保育業務又は状況等により幼稚園等における幼児教育業務等
保 健 師	乳幼児、妊産婦、成人等の保健指導等
技 能 員（調 理 員）	学校、児童福祉施設等における給食業務

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

日曜日及び土曜日を除き、8月14日（月）から8月25日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市職員採用試験申込書（受験票付き）----- 1通

- ※ 申込書及び受験票に同一の写真を貼り、受験票は申込書から切り離さないでください。
- ※ 津市ホームページからダウンロードした申込書を使用し、提出することもできます。
- ※ 記入例を参考に正しく作成してください。

イ 返信用封筒----- 1通（郵送による申込書の提出の場合は2通）

- ※ 返信用封筒のサイズ：長形3号（長さ：23cm、幅：12cm程度）
- ※ この返信用封筒により第1次試験に係る合否の通知（郵送による場合は、受験票の送付及び第1次試験に係る合否の通知）をしますので、80円切手を貼付の上、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（あて名の敬称は「様」）を記入してください。

(3) 提出方法

ア 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。ただし、8月25日(金)午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

提出先 津市西丸之内23番1号 津市役所3階職員研修室

※ 8月21日(月)のみ津市役所3階31会議室

イ 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず配達記録郵便又は簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。ただし、8月25日(金)午後5時15分までに津市総務部総務課文書管理担当(津市役所7階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

送付先 〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市市長公室人事課あて

(4) その他

ア 上記(3)等にかかわらず、提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却(郵送による場合は、返信用封筒により返送)し、又は受験が無効になることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で9月7日(木)までに受験票が届かないときは、津市市長公室人事課(電話番号 059-229-3106)へお問い合わせください。

エ インターネット、E-mail等による受付はできません。

オ 受付期間の最終日は、大変混雑しますので、余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

(1) 試験科目

職 種 等	試 験 科 目
事 務 職	教養試験・職場対人適応性検査・作文試験
技 術 職 (土 木)	教養試験・職場対人適応性検査・専門試験
技 術 職 (建 築)	教養試験・職場対人適応性検査・専門試験
保 育 士	教養試験・職場対人適応性検査・専門試験
保 健 師	教養試験・職場対人適応性検査・専門試験
技 能 員 (調 理 員)	教養試験・職場対人適応性検査・適性検査

(2) 試験の内容

試験科目		試験の内容
教養試験		職種に応じて必要な社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知識及び能力についての択一式による筆記試験
職場対人適応性検査		職場における対人関係の適応性についての択一式による筆記検査
作文試験		課題に対する考え方、表現力・構成力等についての作文試験
専門試験	技術職（土木）	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学及び土木施工に関する専門的知識及び能力についての択一式による筆記試験
	技術職（建築）	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規及び建築施工に関する専門的知識及び能力についての択一式による筆記試験
	保育士	社会福祉、児童福祉、発達心理、保育原理、保育内容及び保健衛生に関する専門的知識及び能力についての択一式による筆記試験
	保健師	地域看護学、疫学・保健統計（情報処理を含む。）及び保健福祉行政論に関する専門的知識及び能力についての択一式による筆記試験
適性検査	技能員（調理員）	技能員としての適応性を作業適性及び社会適応性の両面から見るための択一式による筆記検査

(3) 試験日

平成18年9月17日（日）

(4) 試験場所

国立大学法人三重大学（津市栗真町屋町1577番地）

(5) 結果発表

10月中旬ごろに受験者全員に対し、合否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験（個人面接）・・・全職種
集団討議・・・事務職及び技術職

(2) 試験日

平成18年11月上旬

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

(4) その他

第2次試験の受験日までに最終学校卒業（見込）証明書等の書類を提出していただきます。
詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

6 最終合格者発表

11月下旬ごろに第2次試験受験者全員に対し、合否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

7 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、平成19年4月1日に採用する予定です。ただし、保健師については、平成19年5月1日までに採用する予定です。

(2) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(3) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

8 採用後の給与

(1) 初任給

職	種	等	初	任	給
事務職及び技術職	大学院（修士課程）修了		1	7	4,000円
事務職、技術職及び 保育士	大学卒		1	6	6,000円
	短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒		1	5	3,800円
	高等学校卒等		1	4	2,800円
保健師			1	7	0,200円
技能員（調理員）[18歳の場合]			1	4	2,800円

(注) 新卒者等に係る平成18年4月1日付け採用者の初任給であり、採用前に給料の改定等があった場合は、改定額等によります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

9 その他

この試験の詳細については、津市市長公室人事課(津市役所4階)までお問い合わせください。
電話番号(059-229-3106)

◎ 日本国籍を有しない人が津市職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職及び技術職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が津市職員(事務職及び技術職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公権力の行使」に係る職務について

「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(「公権力の行使」に係る職務の具体例)

※ 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関する担当副参事(課長級)、担当参事(部次長級)及び担当理事(部長級)が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

※ 「公権力の行使」に係る職務等の詳細については、「津市における「公権力の行使」に係る職務及び「公の意思の形成への参画」にたずさわる職に関する一覧表」(津市市長公室人事課(津市役所4階)において備置き。)を御覧ください。

津市公告第 90 号

三重短期大学の教員を次のとおり募集する。

平成 18 年 8 月 7 日

津市長 松 田 直 久

1 専門分野

老人福祉論又は障害者福祉論

2 担当科目

社会福祉援助技術現場実習指導及び社会福祉関連科目（老人福祉論、障害者福祉論等）

3 採用職

教授、助教授又は講師

4 採用人員

1 人

5 応募資格

社会福祉士の資格を有し、かつ、以下のいずれかの条件を満たす者

- (1) 学校教育法による大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、当該科目を担当する教授、助教授、講師（非常勤を含む。）として勤務経験のある者
- (2) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で、修士又は博士の学位を有する者
- (3) 社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者

6 採用予定時期

平成 19 年 4 月 1 日

7 給与

津市職員の給与に関する条例の定めるところにより支給する。

8 応募締切

平成 18 年 9 月 29 日（金）（午後 5 時までに必着のこと。）

9 面接日

平成 18 年 11 月 25 日（土）（面接予定者には平成 18 年 11 月 9 日（木）又は 10 日（金）に連絡する。）

10 提出書類

- (1) 応募書類一覧表
- (2) 履歴書（写真を貼付し、連絡先を明記すること。）

- (3) 研究業績一覧表
- (4) 主な著書、論文等の別刷り、又はその写し5点以内
- (5) 研究業績の内、主要なもの3点以内の概要（各1,000字から2,000字程度）
- (6) 社会福祉に関する現場経験を有する場合は、実務内容の概要
- (7) 教育及び研究に関する抱負（1,000字程度）
- (8) 社会福祉士資格取得を証明する書類
- (9) 推薦状がある場合は、推薦状

* 面接を受ける者は、面接時に最終学歴を証明する書類及び健康診断書を提出すること。

* 上記(3)及び(6)の記入様式は、大学ホームページ <http://www.tsu-cc.ac.jp> を参照すること。

11 選考方法

本学教授会において、審議の上決定する。

12 その他

採用後は津市又はその周辺等に居住できること。

書類提出先 〒514-0112

三重県津市一身田中野 157 番地

三重短期大学学長宛

(封筒の表に、「老人福祉論又は障害者福祉論専任教員応募書類
在中」と朱書きすること。)

問い合わせ先 三重短期大学 生活科学科 原 幸一

電話 059-232-2341 F A X 059-232-9647

E-mail hara@tsu-cc.ac.jp

(ただし、問い合わせは原則として F A X 又は E-mail で行うこと。)

津市公告第91号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年8月7日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年8月3日
- 2 抑留期間 平成18年8月8日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白塚町	雑種	黒白	メス	小	不明	子犬
2	白塚町	雑種	黒白	メス	小	不明	子犬

- 3 公示期間 平成18年8月7日から平成18年8月8日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第92号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年8月7日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年8月4日
- 2 抑留期間 平成18年8月9日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	白山町	雑種	黒灰	オス	中	不明	首輪あり

- 3 公示期間 平成18年8月7日から平成18年8月9日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第 93 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

平成 18 年 8 月 10 日

津市長 松 田 直 久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

津市公告第 9 4 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 1 8 年 8 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 1 8 年 8 月 8 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市芸濃町椋本字菖蒲谷 6 2 3 4 - 1 ほか 2 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
鈴鹿市東旭が丘六丁目 6 - 3 3
有限会社 ヒカリ住建
代表取締役 飯田 光乙

津市公告第95号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年8月10日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年8月9日
- 2 抑留期間 平成18年8月14日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	美杉町	雑種	うす茶	オス	中	不明	

- 3 公示期間 平成18年8月10日から平成18年8月14日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市公告第96号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年8月11日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年8月10日
- 2 抑留期間 平成18年8月15日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	大谷町	雑種	白	メス	中	不明	

- 3 公示期間 平成18年8月11日から平成18年8月15日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第 97 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 14 日

津市長 松 田 直 久

1 工事完了年月日

平成 18 年 8 月 9 日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

津市一身田中野字四反長 281-1、282-1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

津市南中央 1-25

日東開発株式会社

代表取締役 北浦 安男

津市公告第98号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年8月14日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成18年8月13日
- 2 抑留期間 平成18年8月16日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	城山	雑種	うす茶	メス	中	不明	茶の首輪 ノミ取りバンド

- 3 公示期間 平成18年8月14日から平成18年8月16日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課
電話 059-223-5192

津市公告第 99 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 15 日

津市長 松 田 直 久

- 1 工事完了年月日
平成 18 年 8 月 11 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市観音寺町字焼尾 791-4 ほか 3 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市栗真中山町 190
株式会社 トップハウス
代表取締役 浪岡 昭

津市公告第100号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第4条の規定により次のとおり公募する。

平成18年8月16日

津市長 松田直久

1 入居資格

次の各事項の条件を備える者

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受ける事ができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）にあっては、この限りでない。
 - ア 60歳以上の者（平成18年4月1日前に50歳以上の者）
 - イ 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
 - ウ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
 - エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
 - カ 海外からの引揚者で、本法に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
 - キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
 - ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で（イ）又は（ロ）のいずれかに該当するもの

(イ) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(ロ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(2) 入居申込みの日において、次ぎに掲げる基準の収入のある者

A区分住宅 200,000円以下(裁量階層世帯268,000円以下)

B区分住宅 137,000円以下(裁量階層世帯178,000円以下)

裁量階層世帯・・・下記の要件のいずれかに該当する世帯

ア 申込者又は同居者(予定者を含む。)に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者であつて、次に掲げる障害の程度の一に該当するものがある場合

(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載された障害の程度が同法施行規則別表第5号の1級から4級までである者

(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者

(ウ) (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者

イ 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居者(予定者を含む。)のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合(平成18年4月1日前に50歳以上の者)

ウ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がある場合

エ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がある場合

オ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある場合

カ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

<収入の算出方法>

申込者及び同居者（予定者を含む。）の過去1年間における所得税法の例準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額を収入という。

- ア 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円
- イ 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
- ウ 特定扶養親族1人につき20万円
- エ 申込者又はアに規定する者に障害者がある場合には、障害者1人につき27万円（特別障害者の場合は、1人につき40万円）
- オ 申込者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合その寡婦又は寡夫1人につき27万円（所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額）

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者
- (4) 津市内に住所又は勤務場所を有する者
- (5) 市町村税を滞納していない者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間、受付時間

平成18年9月5日（火）から同月8日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 申込方法

入居申込みは、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し過去1年（平成17年8月から平成18年7月まで）に勤務先から支給された給料、賞与等すべての税込額の収入証明を受け、次の書類を持参し建設部市営住宅課（6階）及び各総合支所産業建設課（建設課）へ申込者又は事情の分かる家族の者が提出すること。

なお、住宅入居申込書は、平成18年8月17日（木）から建設部市営住宅課及び各総合支所産業建設課（建設課）で交付する。（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

- ア 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の市町村長の発行する所得・課税証明書
- イ 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の住民票の写し
- ウ 市町村税の納税証明書
- エ 婚約中の者は、婚約証明者（市営住宅課の用紙）
- オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者は手帳、母子世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍
謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ 現住居が借家、間借りの場合は、賃貸借契約書の写し又は過去3か月
間（平成18年6月から平成18年8月まで）の家賃の領収書の写し

ク その他申込者の実情に応じて必要な書類の提出を求めることができる。

3 優先入居者

次の世帯等は、優先入居住宅に申込みができる。

- (1) 条例第5条各号に該当する世帯
- (2) 母子世帯（20歳未満の子と同居し、扶養している寡婦世帯）
- (3) 引揚者世帯（永住帰国を希望する中国残留邦人等の世帯）
- (4) 老人世帯（60歳以上の者及び一定条件を有する者のみからなる世帯）
- (5) 多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯）
- (6) 心身障害者世帯（身体障害者手帳4級以上の交付を受けた者等が含まれる世帯）

4 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居適格者を選考する。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開
抽選実施要綱に基づき、公開抽選を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定
し、その当選順に希望の住宅を選択する。

優先入居住宅がある募集住宅の抽選は、一般住宅の抽選に先立ち優先入居
適格者により優先入居住宅の抽選を行い、続いて一般住宅の抽選を一般入居
適格者と先の優先入居住宅の落選者により、抽選を行う。

抽選は、平成18年9月27日（水）を予定

5 募集住宅及び戸数

A区分住宅

- (1) 白塚団地 1戸
津市白塚町58番地3 鉄筋コンクリート5階建 3DK
家賃 15,100円 ～ 33,300円
- (2) 一身田アパート 1戸
津市一身田町213番他1 鉄筋コンクリート3階建 3DK
家賃 19,000円 ～ 39,300円
- (3) 大井アパート 2戸（1） 単身世帯可
津市中河原134番地 鉄筋コンクリート4階建 3DK
家賃 11,300円 ～ 24,900円

- (4) 高洲町アパート 2戸(1) 単身世帯可
 津市高洲町20番12号他 鉄筋コンクリート4階建 3DK
 家賃 10,400円 ~ 23,700円
- (5) ぜにやま団地 2戸(1) 単身世帯可
 津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
 家賃 7,300円 ~ 12,300円
- (6) ぜにやま団地 6戸(2)
 津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート・プレキャストコ
 ンクリート4階建 3DK
 家賃 8,800円 ~ 27,700円
- (7) 藤方団地 1戸
 津市藤方297番地 鉄筋コンクリート5階建 3DK
 家賃 12,800円 ~ 28,100円
- (8) 森団地 1戸 単身世帯可
 津市森町2134番地 簡易耐火構造2階建 2DK
 家賃 7,800円 ~ 12,900円
- (9) 中町団地 1戸 単身世帯可
 津市久居中町366番地 プレキャストコンクリート3階建
 3K
 家賃 10,900円 ~ 23,900円
- (10) 相川西団地 1戸 単身世帯可
 津市久居野村町2004番地1 プレキャストコンクリート3階建
 3K
 家賃 10,700円 ~ 23,500円
- (11) 相川西団地 2戸(1)
 津市久居野村町2007番地1 プレキャストコンクリート3階建
 3DK
 家賃 13,500円 ~ 29,600円
- (12) 美里第2住宅 2戸(1) 単身世帯可
 津市美里町北長野522番地1他 簡易耐火構造2階建 3K
 家賃 8,000円 ~ 17,700円
- (13) 片野団地 1戸 単身世帯可
 津市一志町片野553番地150 準耐火構造平屋建 2DK
 家賃 13,400円 ~ 29,400円

- (14) 新沢田団地 1戸
津市一志町新沢田154番地 簡易耐火構造平屋建 3DK
家賃 11,500円 ~ 25,300円

B区分住宅

- (15) 高洲住宅 1戸
津市高洲町10番21号 簡易耐火構造2階建 3DK
家賃 18,000円 ~ 25,900円
- (16) 阿漕1号館アパート 2戸(1) 単身世帯可
津市柳山津興318番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 8,600円 ~ 12,400円
- (17) 南阿漕1号館 3戸(1)
津市阿漕町津興222番地9 鉄筋コンクリート5階建 3DK
家賃 13,800円 ~ 19,700円
- (18) 西城山アパート 1戸 単身世帯可
津市城山三丁目10番3-306号
鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 8,700円 ~ 12,400円

()内は優先入居住宅の戸数で、募集戸数の内数

家賃は、平成18年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯毎の収入等に応じた家賃となります。

また、平成19年度以降も、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

6 入居の時期

平成18年10月下旬(予定)

津市公告第101号

津市営若者住宅の補充入居者を津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例216号）第3条の規定により次のとおり公募する。

平成18年8月16日

津市長 松田直久

1 入居資格

次の各事項の条件を備える者

- (1) 入居時において、夫婦の年齢が40歳未満の世帯で住宅に困窮していることが明らかな者

当該住宅に入居することが確実であり、かつ、善良な市民として定住することが見込まれる者

- (2) 条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

- (3) 市町村税を滞納していない者

2 受付期間、受付時期及び申込方法

- (1) 受付期間、受付時間

平成18年9月5日（火）から同月8日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (2) 申込方法

入居申込みは、若者住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次の書類を持参し建設部市営住宅課（6階）及び各総合支所産業建設課（建設課）へ申込者又は事情の分かる家族の者が提出すること。

なお、若者住宅入居申込書は、平成18年8月17日（木）から建設部市営住宅課及び各総合支所産業建設課（建設課）で交付する。（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

ア 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の市町村長の発行する所得・課税証明書

イ 申請者、同居者（予定者を含む。）全員の住民票の写し

ウ 市町村税の納税証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（住宅課所定の用紙）

オ その他申込者の実情に応じて必要な書類の提出を求めることができる。

3 選考及び抽選

提出された申込書をもとに、入居適格者を選考する。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択する。

抽選日は、平成18年9月28日（木）を予定

4 募集住宅及び戸数

(1) コミュニティ瑞穂 1戸 津市美杉町太郎生1939番地

木造かわらぶき2階建 3LDK 家賃 32,000円

5 入居の時期

平成18年10月下旬（予定）

津市教育委員会公告第 1 号

平成18年度津市幼稚園教諭採用試験（平成19年度採用予定）を次のとおり実施する。

平成18年8月4日

津市教育委員会委員長 佐々木 典 夫

1 職種等、採用予定人員及び受験資格

職種等	採定 用人 予員	受 験 資 格	
		免 許 等	生 年 月 日 等
幼稚園教諭	数 人	幼稚園教諭普通免許状と保育士（保母）資格の両方を有する人又は平成19年3月までに有する見込みの人	昭和52年4月2日以降出生の人
◎地方公務員法第16条（欠格条項）の各号の一に該当しない人で、通勤可能な人			

2 職務内容

市立幼稚園における幼児の保育業務又は状況等により児童福祉施設等における児童の保育業務

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

日曜日及び土曜日を除き、8月14日（月）から8月25日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市幼稚園教諭採用試験申込書（受験票付き）----- 1通

- ※ 申込書及び受験票に同一の写真を貼り、受験票は申込書から切り離さないでください。
- ※ 津市ホームページからダウンロードした申込書を使用し、提出することもできます。
- ※ 記入例を参考に正しく作成してください。

イ 返信用封筒----- 1通（郵送による申込書の提出の場合は2通）

- ※ 返信用封筒のサイズ：長形3号（長さ：23cm、幅：12cm程度）
- ※ この返信用封筒により第1次試験に係る合否の通知（郵送による場合は、受験票の送付及び第1次試験に係る合否の通知）をしますので、80円切手を貼付の上、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（あて名の敬称は「様」）を記入してください。

(3) 提出方法

ア 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。ただし、8月25日（金）午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

提出先 津市西丸之内23番1号 津市教育委員会事務局教育総務課（津市役所7階）

イ 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市幼稚園教諭採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず配達記録郵便又は簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。ただし、8月25日(金)午後5時15分までに津市総務部総務課文書管理担当(津市役所7階)に到着した分のみ受付の手続を行います。

送付先 〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市教育委員会事務局教育総務課あて

(4) その他

ア 上記(3)等にかかわらず、提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却(郵送による場合は、返信用封筒により返送)し、又は受験が無効になることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で9月7日(木)までに受験票が届かないときは、津市教育委員会事務局教育総務課(電話番号 059-229-3292)へお問い合わせください。

エ インターネット、E-mail等による受付はできません。

オ 受付期間の最終日は、大変混雑しますので、余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

(1) 試験科目

教養試験・職場対人適応性検査・専門試験

(2) 試験の内容

試験科目	試験の内容
教養試験	幼稚園教諭として必要な社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知識及び能力についての択一式による筆記試験
職場対人適応性検査	職場における対人関係の適応性についての択一式による筆記検査
専門試験	発達心理、教育学、保育原理、保育内容及び法規に関する専門的知識及び能力についての択一式による筆記試験

(3) 試験日

平成18年9月17日(日)

(4) 試験場所

国立大学法人三重大学(津市栗真町屋町1577番地)

(5) 結果発表

10月中旬ごろに受験者全員に対し、合否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験、ピアノ実技等

(2) 試験日

平成18年11月上旬

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

(4) その他

第2次試験の受験日までに最終学校卒業（見込）証明書等の書類を提出していただきます。詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

6 最終合格者発表

11月下旬ごろに第2次試験受験者全員に対し、合否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

7 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、平成19年4月1日に採用する予定です。

(2) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(3) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

8 採用後の給与

(1) 初任給

学歴	初任給
大学卒	179,600円
短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒	162,400円

(注) 新卒者等の初任給であり、採用前に給料の改定等があった場合は、改定額等によります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

9 その他

この試験の詳細については、津市教育委員会事務局教育総務課（津市役所7階）までお問い合わせください。

電話番号（059-229-3292）

◎ 日本国籍を有しない人が津市幼稚園教諭採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人の幼稚園教諭への採用については、「公の意思の形成への参画」に係る職務にたずさわらないことを条件として、幼稚園教諭への任用を行います。

日本国籍を有しない人には、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関する担当副参事（課長級）、担当参事（部次長級）及び担当理事（部長級）が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

津市選挙管理委員会告示 69号

土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第6条第1項の規定により、白山町土地改良区総代会総代の総選挙を次のとおり定めたので、同条第3項及び第4項の規定により告示する。

平成18年8月16日

津市選挙管理委員会

委員長 大橋 達郎

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 選挙期日 | 平成18年8月23日 |
| 2 投票の時間 | 午前8時30分から午後5時00分まで |
| 3 選挙すべき総代の数 | 30名 |

津市選挙管理委員会告示70号

平成18年8月23日執行の白山町土地改良区総代会総代選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成18年8月16日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 選挙長

岩脇輝明

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

岩脇元男

津市選挙管理委員会告示71号

平成18年8月23日執行の白山町土地改良区総代会総代選挙における選挙立会人を次のとおり選任したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第7項の規定により告示する。

平成18年8月16日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

選挙立会人

竹田 八
杉本 穂積

津市選挙管理委員会告示72号

平成18年8月23日執行の白山町土地改良区総代会総代選挙における選挙長の行う告示は、津市役所白山総合支所の掲示場に掲示してこれを行う。

平成18年8月16日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

津市選挙管理委員会告示第73号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第23条第2項の規定により告示する。

平成18年8月16日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- 1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧に供する期間 平成18年9月3日から同月7日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで)

津市選挙管理委員会告示第74号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、次のとおり定めたので同法第30条の7第2項の規定により告示する。

平成18年8月16日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- 1 縦覧の場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧に供する期間 平成18年9月3日から同月7日まで
(毎日午前8時30分から午後5時まで)

津市選挙管理委員会告示第75号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を
選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成18年8月16日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

1 抹消者数

男	女	計
7人	4人	11人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成18年8月10日

津市選挙管理委員会告示第76号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次の者を在外選挙人名簿から抹消したので、同条の規定により告示する。

平成18年8月16日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋 達郎

1 抹消者数

男	女	計
4人	1人	5人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成18年8月10日

津市消防本部公告第1号

平成18年度津市消防職員採用試験（平成19年度採用予定）を次のとおり実施する。
平成18年8月4日

津市消防長 野田 重門

1 職種、採用予定人員及び受験資格

職種	採用 人員	受 験 資 格		
		学 歴、 免 許 等	生 年 月 日 等	そ の 他
消 防 職	数 人	学校教育法による大学院（修士課程）・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると消防長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成19年3月卒業（修了）見込み（中学校卒業見込みを除く。）の人	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大学院（修士課程）修了 昭和50年4月2日以降出生の人 ○ 大学卒 昭和52年4月2日以降出生の人 ○ 短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒 昭和54年4月2日以降出生の人 ○ 高等学校卒 昭和56年4月2日以降出生の人 ○ 中学校卒 昭和56年4月2日以降平成元年4月1日までに出生の人 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通勤可能な人 ○ 身体健全で、消防業務を遂行するに当たって支障のない人 ○ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。 <ul style="list-style-type: none"> 1 日本国籍を有しない人 2 地方公務員法第16条（欠格条項）の各号の一に該当する人
消 防 職 （ 救 急 救 命 士 ）	一 人	救急救命士法による救急救命士免許証を有する人又は平成19年3月までに有する見込みの人		

2 職務内容等

火災・救急・救助等における災害業務及びその他消防行政に関し、隔日（24時間）勤務等による職務に従事することになります。

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

日曜日及び土曜日を除き、8月14日（月）から8月25日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

- ア 津市消防職員採用試験申込書（受験票付き）----- 1通
※ 申込書及び受験票に同一の写真を貼り、受験票は申込書から切り離さないでください。
※ 津市ホームページからダウンロードした申込書を使用し、提出することもできます。
※ 記入例を参考に正しく作成してください。
- イ 返信用封筒----- 1通（郵送による申込書の提出の場合は2通）
※ 返信用封筒のサイズ：長形3号（長さ：23cm、幅：12cm程度）
※ この返信用封筒により第1次試験に係る合否の通知（郵送による場合は、受験票の送付及び第1次試験に係る合否の通知）をしますので、80円切手を貼付の上、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（あて名の敬称は「様」）を記入してください。

(3) 提出方法

- ア 持参による場合
上記提出書類を次の提出先まで持参してください。ただし、8月25日（金）午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

提出先 津市久居明神町2276番地 津市消防本部消防総務課（津市消防庁舎2階）

- イ 郵送による場合
上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市消防職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず配達記録郵便又は簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。ただし、8月25日（金）午後5時15分までに津市消防本部消防総務課（津市消防庁舎2階）に到着した分のみ受付の手続を行います。

送付先 〒514-1101 津市久居明神町2276番地 津市消防本部消防総務課あて

(4) その他

- ア 上記(3)等にかかわらず、提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却（郵送による場合は、返信用封筒により返送）し、又は受験が無効になることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。
- イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。
- ウ 郵送による場合で9月7日（木）までに受験票が届かないときは、津市消防本部消防総務課（電話番号 059-254-0351）へお問い合わせください。
- エ インターネット、E-mail等による受付はできません。
- オ 受付期間の最終日は、大変混雑しますので、余裕を持って早い時期に提出してください。
- カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

- (1) 試験科目
教養試験、適性検査及び体力測定

(2) 試験の内容

試験科目	試験の内容
教養試験	消防職員として必要な社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知識及び能力についての択一式による筆記試験
適性検査	消防職員としての適応性についての択一式による筆記検査
体力測定	消防職員として必要な体力・運動能力の測定

- (3) 試験日
平成18年9月17日（日）

- (4) 試験場所
津市立三重短期大学（津市一身田中野157番地）

- (5) 結果発表
10月中旬ごろに受験者全員に対し、合否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。
なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験 第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

- (1) 試験科目
個別面接及び作文試験

- (2) 試験日
平成18年11月上旬
詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

- (3) 試験場所
第1次試験の結果発表の際に通知します。

- (4) その他
第2次試験の受験日までに最終学校卒業（見込）証明書等の書類を提出していただきます。
詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

6 最終合格者発表 11月下旬ごろに第2次試験受験者全員に対し、合否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。 なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者については、平成19年4月1日に採用する予定です。
- (2) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

8 採用後の給与

(1) 初任給

職 種	学 歴 等	初 任 給
消防職及び	大学院（修士課程）修了	174,000円
	大学卒	166,000円
消防職（救急救命士）	短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒	153,800円
	高等学校卒等	142,800円

（注）新卒者等に係る平成18年4月1日付け採用者の初任給であり、採用前に給料の改定等があった場合は、改定額等によります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

9 その他

この試験の詳細については、津市消防本部消防総務課（津市消防庁舎2階）までお問い合わせください。

電話番号（059-254-0351）